

遺族基礎年金の見直し

- ✓ 父または母と生計を同じくしていても、**子どもが遺族基礎年金を受け取れる**ようにします。
 (父または母が遺族基礎年金を受け取れない場合) 【2028年4月から実施】

事例1



元夫の死亡後、妻が遺族基礎年金を受給していたが、妻が再婚したため、妻は遺族基礎年金を受け取れなくなった。

➡ 妻（子どもの母）と生計を同じくしていても
子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例2



夫の死亡後、妻は収入要件を超えているため、遺族基礎年金を受け取れない。

➡ 妻（子どもの母）と生計を同じくしていても
子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例3



離婚後、子どもを養育していた元夫が死亡したが、元妻は、元夫の死亡前に離婚していたため、遺族基礎年金を受け取れない。

➡ 元妻（子どもの母）に引き取られて、生計を同じくしていても
子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

事例4

祖父母などの直系血族（または直系姻族）の養子となり、生計を同じくしていても、
子どもは遺族基礎年金を受け取れるようになる。

- ※父または母：直系血族または直系姻族であって、子と養子縁組した場合を含む。
- ※子ども：18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方。
- ※上の例において、妻が死亡して夫がもう場合でも同様。